

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年 3月31日

香川県人事委員会委員長 東 条 正 幸

香川県人事委員会規則第14号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（昭和45年香川県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																											
<p>(支給地域等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 給与条例第9条の2第3項各号（第3号を除く。）の人事委員会規則で定める割合は、<u>次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</u></p> <p>(1) <u>1級地 100分の20</u></p> <p>(2) <u>2級地 100分の16</u></p> <p>(3) <u>4級地 100分の12</u></p> <p>(4) <u>5級地 100分の10</u></p> <p>(5) <u>6級地 100分の6</u></p> <p>(6) <u>7級地 100分の3</u></p> <p>3 給与条例第9条の3の人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の16</u>とする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支 給 地 域</th> <th style="text-align: center;">級 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都特別区</td> <td>1級地</td> </tr> <tr> <td>大阪府大阪市</td> <td>2級地</td> </tr> <tr> <td>兵庫県神戸市</td> <td>4級地</td> </tr> <tr> <td>宮城県多賀城市</td> <td>5級地</td> </tr> <tr> <td>広島県広島市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮城県仙台市</td> <td>6級地</td> </tr> <tr> <td>岡山県岡山市</td> <td>7級地</td> </tr> <tr> <td>徳島県徳島市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	支 給 地 域	級 地	東京都特別区	1級地	大阪府大阪市	2級地	兵庫県神戸市	4級地	宮城県多賀城市	5級地	広島県広島市		宮城県仙台市	6級地	岡山県岡山市	7級地	徳島県徳島市		<p>(支給地域等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 給与条例第9条の2第3項各号（第3号を除く。）の人事委員会規則で定める割合は、<u>別表の支給地域の欄に掲げる地域の区分に応じ、同表の支給割合の欄に定める割合とする。</u></p> <p>3 給与条例第9条の3の人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の15.5</u>とする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支 給 地 域</th> <th style="text-align: center;">級 地</th> <th style="text-align: center;">支 給 割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都特別区</td> <td>1級地</td> <td><u>100分の18.5</u></td> </tr> <tr> <td>大阪府大阪市</td> <td>2級地</td> <td><u>100分の15.5</u></td> </tr> <tr> <td>兵庫県神戸市</td> <td>4級地</td> <td><u>100分の10.5</u></td> </tr> <tr> <td>宮城県多賀城市</td> <td rowspan="2">5級地</td> <td><u>100分の7</u></td> </tr> <tr> <td>広島県広島市</td> <td><u>100分の10</u></td> </tr> <tr> <td>宮城県仙台市</td> <td>6級地</td> <td><u>100分の6</u></td> </tr> <tr> <td>岡山県岡山市</td> <td rowspan="2">7級地</td> <td><u>100分の3</u></td> </tr> <tr> <td>徳島県徳島市</td> <td><u>100分の2</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	支 給 地 域	級 地	支 給 割 合	東京都特別区	1級地	<u>100分の18.5</u>	大阪府大阪市	2級地	<u>100分の15.5</u>	兵庫県神戸市	4級地	<u>100分の10.5</u>	宮城県多賀城市	5級地	<u>100分の7</u>	広島県広島市	<u>100分の10</u>	宮城県仙台市	6級地	<u>100分の6</u>	岡山県岡山市	7級地	<u>100分の3</u>	徳島県徳島市	<u>100分の2</u>
支 給 地 域	級 地																																											
東京都特別区	1級地																																											
大阪府大阪市	2級地																																											
兵庫県神戸市	4級地																																											
宮城県多賀城市	5級地																																											
広島県広島市																																												
宮城県仙台市	6級地																																											
岡山県岡山市	7級地																																											
徳島県徳島市																																												
支 給 地 域	級 地	支 給 割 合																																										
東京都特別区	1級地	<u>100分の18.5</u>																																										
大阪府大阪市	2級地	<u>100分の15.5</u>																																										
兵庫県神戸市	4級地	<u>100分の10.5</u>																																										
宮城県多賀城市	5級地	<u>100分の7</u>																																										
広島県広島市		<u>100分の10</u>																																										
宮城県仙台市	6級地	<u>100分の6</u>																																										
岡山県岡山市	7級地	<u>100分の3</u>																																										
徳島県徳島市		<u>100分の2</u>																																										

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。